

トピックス

- 金誠同達、Benchmark Litigation 2024 年度アジア太平洋地区争議解決ランキングからの推薦を獲得
- 金誠同達、ALB 知的財産権業務ランキングに掲載(八回目)

法令速報

- 外貨管理局、貿易外貨業務管理の合理化に関する文書を公開
- 中国人民銀行等の三部門、外国籍人員の中国における決済の利便化に関する文書を共同で公開
- 「中華人民共和国関税法」、公布される
- 二部門、「受益所有者情報管理弁法」を共同で公布

弁護士コラム

- 董事・監事・高級管理職の義務・責任の強化——新「会社法」解説連載シリーズその五

金誠同達、Benchmark Litigation 2024 年度アジア太平洋地区争議解決ランキングからの推薦を獲得

著名な法律等級評価機構である Benchmark Litigation は 2024 年 5 月 11 日、「2024 年アジア太平洋地区争議解決ランキング」を公開し、金誠同達は争議解決の分野における確かな実力と傑出した市場における業績を高くご評価いただき、商業・交易および知的財産権という 2 項の業務の分野におけるランキングからの推薦を獲得いたしました。

金誠同達の争議解決チームの陣容は強大で専門性が突出しており、国内および多国間における多くの複雑な民商事訴訟案件を代理し、業界における良好な名声と比較的に高い知名度を有しています。金誠同達

の争議解決チームの構成員はいずれも国内外の名門ロースクールを卒業し、大部分のパートナーは十年以上にわたる訴訟・仲裁業務の取扱経験を蓄積しています。多くのパートナーと弁護士は過去に各地の高級・中級人民法院において司法裁判業務に長期的に従事しており、訴訟案の把握と訴訟結果の予測の面における突出した能力を備えています。金誠同達は高級人民法院と最高人民法院の一審・二審・再審訴訟案件の代理の面における良好な名声を博しており、代理した多くの重大かつ難解な案件はこれまでに幾度も最高人民法院の編さんした「中国裁判指導叢書」に収録されています。

金誠同達、ALB 知的財産権業務ランキングに掲載(八回目)

著名な法律メディアである『Asian Legal Business』(ALB)は2024年5月20日、2024 ALB China 知的財産権業務ランキング(2024 ALB IP Rankings)を公開し、中国国内において特許・商標・版權業務に従事する最も熟練した優秀な法律事務所を選出しました。金誠同達は知的財産権の分野における専門的な実力、サービスの品質および卓越した評判を基に特許(Patent)と商標 / 著作権(Trademarks / Copyright)という二大ランキングに掲載されました。こちらの特別な栄誉は金誠同達にとりましては今回で八回目の獲得となります。

金誠同達は有効な知的財産権保護メカニズムの確立をめぐる企業の方々へのご協力の面、および特許・商標・ソフトウェア・営業秘密をめぐる訴訟の面における専門的な技術に富み、業界の皆様からのご称賛に広くあずかっており、国際知的財産権保護、国際技術譲渡、技術サービス・国際商標ライセンスなどの面における優良な法律サービスをクライアントに提供することができます。

近年におきましては中国経済と科学技術の発展に伴ってオンライン知的財産権、電子商取引、許可証貿易、フランチャイズ、ハイテク技術などの高度な知的財産権業務のご提供の面におきましても、比較的に大きな功績を収めています。金誠同達はこのほかにも著名な商標・特許代理会社との緊密な提携を通じて中国における商標登録、特許出願、ソフトウェア登録、ドメイン名登録、税関知的財産権保護などの分野における中外合弁企業へのご協力も行っています。

外貨管理局、貿易外貨業務管理の合理化に関する文書を公開

国家外貨管理局は2024年4月7日、「国家外貨管理局 貿易外貨業務管理の更なる合理化に関する通知」(以下「通知」という。)を公布した。同法は2024年6月1日から実施される。「通知」の趣旨は外貨業務の流れの合理化と越境貿易利便化の更なる推進に置かれており、これには主に次の三つの面における内容が含まれている。

1、外国貿易企業名簿登記管理の合理化:「貿易外貨受取・決済企業名簿」の処理方法は、外貨管理局による認可から銀行による直接の処理へと調整されている。

2、税関特別監督管理区域における企業外貨業務処理の簡素化:税関特別監督管理区域内の企業が貨物貿易外貨受取・決済業務を処理する場合において経営上の必要性により外貨受取・決済主体と輸出入主体との不一致性がもたらされるときは、銀行は顧客理解・業務理解・デューデリジェンスの原則に従って取引の真実性・合理性および外貨受取・決済主体と輸出入主体との不一致性に関する資料を審査した後に企業のために外貨受取・決済業務を処理することができる。

3、貨物貿易特別送金取消登記業務免除権限の緩和とB・C類企業外貨受取・決済延期業務処理の更なる

合理化:A 類企業の単項の 20 万米ドル以下(当該数を含む。)に相当する送金取消日と元の受取・決済日との間隔が 180 日(当該数含まない。)を超えておりまたは特別な状況により元どおりの返還を行うことのできない貨物貿易の送金取消しは、別段の規定が行われている場合を除き、銀行において送金の取消しを直接処理することができる。

(法規原文:<https://www.safe.gov.cn/safe/2024/0407/24204.html>)

中国人民銀行等の三部門、外国籍人員の中国における決済の利便化に関する文書を共同で公開

中国人民銀行・商務部・国家外貨管理局は 2024 年 4 月 16 日、「商業分野における決済サービスの更なる合理化および決済時の利便性の引上げに関する通知」(以下「通知」という。)を共同で通達した。これにより高齢者と外国籍人員の決済サービスの面における需要に応じた更なる利便化が図られる。提起された政策措置の概要は具体的には以下のとおりとなっている。

1、多様化された決済受理環境の構築:商業分野重点地域および重点業者のモバイル決済、国内外銀行カード、現金などの受理に必須なソフトウェア・ハードウェア施設の配備の推進; 消費者自主選択決済方法・ツールの保障; 業者国内外銀行カード受理状況のサービス品質評価範囲への組入れ

2、現金利用環境の合理化:現金支払準備の遂行に向けた民生消費分野における经营主体への指導; 经营主体の現金支払準備のための銀行業金融機構からのサポートの提供; 外国籍訪中人員等のセグメントのための小額現金・小銭両替サービスの提供

3、モバイル決済応用上の利便性の引上げ:銀行業金融機構等の主体によるモバイル決済サービス完全化の推進; 身分情報照合検査メカニズムの合理化; 国際化等のサービス面における手配の遂行; 豊富な商品言語サービス・決済選択肢設定の電子商取引プラットフォームへの奨励; 外国籍訪中人員のオンラインショッピング体験時における満足度の引上げ

4、国際消費中心都市における決済環境の合理化:外国籍訪中人員のための決済利便化重点商業地域の率先した構築; 重点業者による中国国内銀行カード受理の全面的な網羅の基本的な実現への取組み; 中国国際輸入博覧会、中国輸出入商品交易会、中国国際サービス貿易交易会などの重点的な展覧会による外国籍の展覧会参加業者と観衆を対象とする決済サービス保障水準の合理化・引上げ; 外国籍訪中人員決済サービス体験時における満足度の引上げ

(法規原文:https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202404/content_6945991.htm)

「中華人民共和国関税法」、公布される

第十四回全国人民代表大会常務委員会第九次会議においては 2024 年 4 月 26 日、「中華人民共和国関税法」(以下「関税法」という。)が可決された。同法は 2024 年 12 月 1 日から施行される。現行の関税徴収管理法規に比べた「関税法」の主な変更点は以下のとおりとなっている。

1、関税源泉徴収義務者の追加:越境電子商取引の発展上の要求に適応し、越境電子商取引の小売輸入に従事する電子商プラットフォームの経営者・物流企業・通関企業および法令により源泉徴収義務または経済活動中代理徴収・納付義務の負担が規定されている組織と個人が、関税源泉徴収義務者となる、という旨が明確にされている。このほかにも源泉徴収義務者の源泉徴収の未履行または源泉徴収税額の未徴収を対象とする罰則も付帯的に規定されている。

2、原産地規則の完全化：関税税率の適用を受けるに当たっての相応の原産地規則への適合義務が規定されており、原産地税率と異なる税率（最恵国税率・協定税率・特惠税率・普通税率）の適用との間における関係性が明確にされている。

3、税金追徴・税還付申請期限の延長：税額確認手続が追加されている。納税者および源泉徴収義務者の税金納付または貨物通関の日から三年以内において、税関は一律に同者の納税義務金額に対する確認を行うことができる、という旨が明確にされており、納税者に対する税関の税金追徴期限が一年から三年へと延長されている。このほかにも納税者の税金過剰納付が見つかった場合における税還付申請の期限も一年から三年へと延長されており、関税返還時においては銀行の同期における当座預金利息を加算しなければならない、という旨が規定されている。

4、不可抗力の原状返品再運輸状況としての追加：輸出入関税が既に徴収されている貨物について、品質・規格の原因または不可抗力により、これが原状をもって返品および再運輸されて出入国する場合には、納税者は納税日から一年以内に税還付を税関に申請することができる。

5、回避防止措置規定の追加：合理的な商業上の目的を有していないにもかかわらず課税額を減少させる行為に対して国家は関税調整等の回避防止措置を採択することができる、という旨が明確にされている。

（法規原文：https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202404/content_6947843.htm）

二部門、「受益所有者情報管理弁法」を共同で公布

中国人民銀行和国家市場監督管理総局は 2024 年 4 月 29 日、「受益所有者情報管理弁法」（以下「弁法」という。）を共同で公布した。同法は 2024 年 11 月 1 日から実施される。その核心的な内容は次のとおりとなっている。

1、届出主体および免除範囲の明確化：「弁法」の規定する届出主体には次の四種類が含まれている：会社、パートナーシップ企業、中国国外の会社の支社、および中国人民銀行または国家市場監督管理総局の規定するその他の主体。また、規模が比較的に小さく持分/パートナーシップ構造が簡素な主体を対象とする条件付きの免除規定も設けられている。

2、受益所有者識別基準の明確化：以下のいずれかの基準に該当する自然人は、届出主体となる受益所有者であるものと規定されている。①直接的または間接的な方法を通じて届出主体の 25%以上の持分、株式またはパートナーシップ権益を最終的に保有する自然人 ②基準①は満たしていないものの届出主体の 25%以上の収益権または議決権を最終的に保有する自然人 ③基準①は満たしていないものの届出主体に対する実質的な支配を単独または共同で行う自然人。このほかにも中国国外の会社の支社の受益所有者は、中国国外の会社における上述の基準に従って認定される受益所有者および当該支社の高級管理職員とする、という旨が特別に規定されている。

3、情報届出範囲の明確化：受益所有者情報の届出範囲には氏名、連絡方法、身分証明書などの基礎的な情報のほか、受益所有権関係の類型・形成日・終了日も含まれている。これに加えて基準①に基づいて申告を行う場合には、具体的な権益比率も報告しなければならない、基準②に基づいて申告を行う場合には、収益権・議決権的比率も報告しなければならない、基準③に基づいて申告を行う場合には、実質的支配の方法も報告しなければならない、という旨も規定されている。

（法規原文：<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/5342579/index.html>）

董事・監事・高級管理職の義務・責任の強化**——新「会社法」解説連載シリーズその五**

弁護士 潘 博文

今回の連載稿におきましては新「会社法」の関連規定に基づいて董事・監事・高級管理職の義務・責任の強化に対するご紹介とご説明を行わせていただきます。

新「会社法」では董事・監事・高級管理職の忠実義務と勤勉義務が重点的に強化されており、民事賠償責任に加えて一部の行政処罰も追加されました。また、資本充実と会社清算の面において、董事の職権が拡大されており、会社管理における株主中心主義から董事会中心主義への転換の趨勢が体现されました。主な改正点には次のような内容が含まれます。

一、董事・監事・高級管理職の忠実・勤勉義務に関する原則と基準の規定

新「会社法」では「忠実義務の核心は『職権を利用して不正な利益の獲得を企ててはならない』ことであり、その本質は個人の利益と会社の利益との間における対立発生の回避です。勤勉義務の核心は『職務の執行においては、会社の最大の利益のために管理者が一般的に備えているべき合理的な注意を尽くさなければならない』ことであり、その本質は職務履行の過程における合理的な注意義務の確定である」という旨が明確化されました。また、会社の支配株主と実質的支配者は会社の董事を担当しないものの、実質的には会社事務の執行と同様の忠実義務と勤勉義務を負っていることに関する規定が追加されました(新「会社法」第 180 条)。

二、董事・監事・高級管理職の責任の拡大

- ① 董事・監事・高級管理職の関連当事者取引に対する情報開示の義務化、董事・監事・高級管理職の近親者およびその直接または間接的に支配する企業その他の関連当事者等の関連当事者取引の監督管理範囲への追加(新「会社法」第 182 条、第 184 条)。
- ② 董事または高級管理職の職務執行により他者に損害がもたらされた場合における会社による責任の負担、故意または重大な過失が董事または高級管理職に存在していた場合における賠償責任の負担(新「会社法」第 191 条)。
- ③ 董事と高級管理職の法令を遵守した独立的な職務履行義務の強化、規律に違反して支配株主または実質的支配者の指示を受けて会社または株主の利益を侵害する行為に従事した場合における連帯責任の負担、新「会社法」の規定に違反して会社による利益の株主への分配により損失が会社にもたらされた場合における株主と責任を負う董事・監事・高級管理職による賠償責任の負担(新「会社法」第 192 条、第 211 条)。
- ④ 董事・監事・高級管理職の会社資本充実義務堅持の強化、責務を全うしない董事・監事・高級管

理職による連帯責任または賠償責任の負担、規律に違反して登録資本金を減少させた場合におけるこれに責任を負う董事・監事・高級管理職による賠償責任負担の義務化(新「会社法」第51条、第226条)。

⑤ 董事の会社清算義務者化およびその責任未履行の場合における賠償責任の明確化(新「会社法」第232条)。

三、董事・監事・高級管理職に関連する法制度の追加

1 董事解任救済制度の追加

株主会が正当な理由なく任期満了前に董事を解任した場合、当該董事は会社には賠償を請求することができるようになります(新「会社法」第71条)。しかし、新「会社法」では、どのように賠償金額を確定すればよいのか、および正当な理由とは何かについての詳細までは、規定がありません。

2 董事賠償責任保険条項の追加

会社は董事の在職期間中、董事のために会社職務の執行に起因して負担する賠償責任を対象とする賠償責任保険を付保することができるようになります。会社が董事のために賠償責任保険を付保し、または保険契約を更新した後に、董事会は賠償責任保険の付保金額、保険引受けの範囲、保険料率などの内容を株主会に報告しなければなりません(新「会社法」第193条)。新「会社法」の規定する付保対象は董事のみに限定されており、これには監事と高級管理職は含まれていません。

3 法定代表者選任範囲等の変更

法定代表者の選任範囲が現行の会社法の「董事長または総経理」から、新「会社法」では「会社定款の規定に従い、会社を代表して会社の事務を執行する董事または総経理」に拡大されました。法定代表者を担当する董事または総経理が辞任する場合には、同時に法定代表者も辞するものとみなされるという点が明確化されました。また、新「会社法」では過失ある法定代表者への求償制度が追加され、会社による法定代表者変更登記時に変更後の法定代表者がこれに署名するという点も明確化されました(新「会社法」第10～11条、第35条)。

四、まとめ

実務上では、日系企業の中国現地法人(外商投資企業)に出向する日本人の董事・監事・高級管理職に背任や法律・規定に対する違反の状況が発生するケースは少ないものの、今回の会社法改正における董事・監事・高級管理職の義務と責任に対する変更箇所が比較的多いという点に鑑み、中国現地法人に勤めている日本人の董事・監事・高級管理職に関連規定の変化をよく理解させた上で、新「会社法」に対する違反の発生を回避するよう推奨します。

(次号につづく)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>